

健感発0226第2号
平成22年2月26日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長



マウス脳による製法の日本脳炎ワクチンの予防接種について

標記については、本年3月9日をもって、現在流通しているマウス脳による製法の日本脳炎ワクチンの使用期限が到来することから、予防接種法に基づく日本脳炎の予防接種に当たっては、3月10日以降は、必ず、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンを用いることについて、管下市町村（保健所を設置する市及び特別区を含む。以下同じ。）及び関係機関に対し周知願いたい。

また、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンは、薬事法に基づく承認に際し、「第2回目の追加免疫以降の有効性及び安全性は確立していない（使用経験が少ない）。」（同製剤添付文書「用法及び用量に関連する接種上の注意」）とされたことから、予防接種実施規則第16条に規定する、第2期の予防接種に使用するワクチンには位置づけていないところであるため、当面の間、定期の第2期予防接種について、実施することができないこととなることについて、関係者に周知方よろしくお取り計らい願いたい。

なお、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンの第2期の予防接種への位置付けについては、現在、厚生労働科学研究費補助金事業により、有効性、安全性等に関する知見の集積を行っており、その結果がまとまり次第、厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会日本脳炎に関する小委員会において、接種の機会を逃した児への対応等を含めた今後の日本脳炎の予防接種の在り方について今夏までに明確にすべく、速やかに検討を行うこととしていることを申し添える。